

平成19年2月6日

法務室

各位

鹿砦社等に対する名誉毀損等による損害賠償請求上告不受理決定の件

平成19年2月2日、最高裁判所第二小法廷は、平成18年9月14日付「お知らせ」にてご報告いたしました東京高等裁判所での当社勝訴判決に対して株式会社鹿砦社及び同社代表取締役松岡利康が行った上告受理申立を棄却する決定を行いました。

本決定により、当社及び当社役員が鹿砦社等を被告として名誉毀損等を理由に損害賠償を請求した民事訴訟に関して、当社等の勝訴が事実上確定いたしました。

これをもって、鹿砦社等が当社等に対し違法な出版行為を行い、当社と対立関係にある企業が違法に出版された書籍を8,000冊も買い上げたうえ、当該企業の指示により、この書籍が全国のパチンコホールに無償配布された事実が認定されたのであります。

このような鹿砦社及び当該企業の違法な行為により、当社は多大な営業上の損害を被ったほか、社員の愛社精神は著しく低下したのであります。

本件決定から明らかなように、本件書籍の記載は虚妄に満ちたものであることをご理解いただき、今後とも当社に対する変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願いする次第であります。

以上